資料５－１

青森県キャリア形成プログラムの対象医療機関について

令和8年11月2日
令和8年度第5回青森県地域医療対策協議会事務局
（青森県健康医療福祉部医療薬務課）

今回のご説明の主旨　等

　青森県キャリア形成プログラム対象医療機関について、「県立はまなす医療療育センター」の追加の可否について検討するもの。

【経緯】
- 青森県キャリア形成プログラム対象医療機関（別紙1）における「1. 弘前大学地域枠医師のうち、弘前大学医師修学資金の貸与を受けている者（青森県国民健康保険団体連合会医師修学資金支援事業指定医療機関）」は、弘前大学医師修学資金支援事業における指定医療機関と同一である。
- 同修学資金事業では、平成28年4月1日以降に個別具体の指定医療機関の一覧を定めたものであるが、その際、特別枠被貸与者の町村部医療機関勤務の厳格化の一環として、自治体立診療所として「県立あすなろ療育福祉センター」及び「県立さわらび療育福祉センター」を指定医療機関とした（その後、令和4年4月1日以降の本事業の指定医療機関における「町村立等の医療機関（対象医療機関B群）」として整理）。
- しかしながら、平成28年度当時、「県立はまなす医療療育センター」については、指定医療機関への追加の可否について検討されなかった。

【事務局案】
- 県立はまなす医療療育センターは青森県内で唯一、児童福祉法に規定される医療型障害児入所施設であり、医療的ケア児の受け入れ先として重要な役割を担っている。
- 同センターは弘前大学関連病院であり、キャリア形成プログラム策定前（令和2年度以前）の医師修学資金の貸与を受けていない地域枠医師及び医師修学資金の貸与を受けていないキャリア形成プログラム適用対象者については履行要件に算入されることから、医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師の取扱についても整合を図ることとしたい。
- そのため、**令和8年4月1日以降**の青森県キャリア形成プログラム対象医療機関（別紙1）における「1. 弘前大学地域枠医師のうち、弘前大学医師修学資金の貸与を受けている者（青森県国民健康保険団体連合会医師修学資金支援事業指定医療機関）」の**「医師少数区域又は医師少数スポット等」の「町村立等の医療機関（対象医療機関B群）」に次頁修正案のとおり「県立はまなす医療療育センター」を追加することとしたい。**
- なお、同協議事項について、**令和8年9月30日に開催した令和8年度第2回医師修学資金支援事業検討委員会で協議し、事務局案のとおり了承されている**ものである。

（修正案）青森県キャリア形成プログラム対象医療機関（別紙1）

変更後

拡大版はお配りした資料5－2をご覧ください。

青森県キャリア形成プログラム対象医療機関
（青森県国民健康保険団体連合会医師修学資金支援事業指定医療機関）

別表１

令和8年4月1日時点

1. 弘前大学地域枠医師のうち、弘前大学医師修学資金の貸与を受けている者

	医師少数区域又は医師少数スポット等		左記以外
対象医療機関 **A群** 大学病院 県立病院 基幹病院 等	【八戸地域】 八戸市立市民病院 【西北五地域】 つがる総合病院 【上十三地域】 十和田市立中央病院 三沢市立三沢病院 【下北地域】 むつ総合病院	【津軽地域】 弘前総合医療センター 黒石病院 【青森地域】 青森県立中央病院 青森県立つくしが丘病院 青森市民病院 国立病院機構青森病院	【津軽地域】 弘前大学医学部附属病院
対象医療機関 **B群** 町村立等の医療機関	【八戸地域】 三戸中央病院 五戸総合病院 南部町医療センター おいらせ病院 県立はまなす医療療育センター 【西北五地域】 つがる総合病院（再掲） 鰺ヶ沢病院 かなぎ病院 【上十三地域】 野辺地病院 七戸病院 【下北地域】 むつ総合病院（再掲） 大間病院	【津軽地域】 県立さわらび療育福祉センター 板柳中央病院 【青森地域】 浪岡病院 県立あすなろ療育福祉センター 外ヶ浜中央病院 平内中央病院	

○修学資金の一般枠貸与者は卒業後9年間をA群～C群の医療機関で勤務（うち4年間は「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務）
○修学資金の特別枠貸与者は卒業後9年間をA群～C群の医療機関で勤務（うち4年間は「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務）
上記のうち4．5年間はB群～C群のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務
上記のうち2年間はB群～C群（つがる総合病院、むつ総合病院、県立さわらび療育福祉センター、県立あすなろ療育福祉センター、県立はまなす医療療育センターを除く）のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務
※上記の弘前大学医師修学資金の返還免除要件のほか、次頁の弘前大学の地域枠としての義務も果たしていく必要がある点に注意。

変更前

青森県キャリア形成プログラム対象医療機関
（青森県国民健康保険団体連合会医師修学資金支援事業指定医療機関）

別表１

令和8年4月1日時点

1．弘前大学地域枠医師のうち、弘前大学医師修学資金の貸与を受けている者

	医師少数区域又は医師少数スポット等		左記以外
対象医療機関 **A群** 大学病院 県立病院 基幹病院 等	【八戸地域】 八戸市立市民病院 【西北五地域】 つがる総合病院 【上十三地域】 十和田市立中央病院 三沢市立三沢病院 【下北地域】 むつ総合病院	【津軽地域】 弘前総合医療センター 黒石病院 【青森地域】 青森県立中央病院 青森県立つくしが丘病院 青森市民病院 国立病院機構青森病院	【津軽地域】 弘前大学医学部附属病院
対象医療機関 **B群** 町村立等の医療機関	【八戸地域】 三戸中央病院 五戸総合病院 南部町医療センター おいらせ病院 【西北五地域】 つがる総合病院（再掲） 鰺ヶ沢病院 かなぎ病院 【上十三地域】 野辺地病院 七戸病院 【下北地域】 むつ総合病院（再掲） 大間病院	【津軽地域】 県立さわらび療育福祉センター 板柳中央病院 【青森地域】 浪岡病院 県立あすなろ療育福祉センター 外ヶ浜中央病院 平内中央病院	

○修学資金の一般枠貸与者は卒業後9年間をA群～C群の医療機関で勤務（うち4年間は「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務）
○修学資金の特別枠貸与者は卒業後9年間をA群～C群の医療機関で勤務（うち4年間は「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務）
上記のうち4．5年間はB群～C群のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務
上記のうち2年間はB群～C群（つがる総合病院、むつ総合病院、県立さわらび療育福祉センター、県立あすなろ療育福祉センターを除く）のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関で勤務
※上記の弘前大学医師修学資金の返還免除要件のほか、次頁の弘前大学の地域枠としての義務も果たしていく必要がある点に注意。